

専門医の申請資格

(一般社団法人日本消化器外科学会専門医制度規則(定款施行細則第 8 号)より抜粋)

専門医の認定を申請する者(以下「専門医申請者」という。)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること。
- (2) 外科専門医であること。
- (3) 継続 3 年以上本学会会員であること。
- (4) 臨床研修終了後、指定修練施設において所定の修練カリキュラム^{注 1}に従い、通算 5 年間以上の修練^{注 2}を行っていること。ただし、平成 15 年までの医師免許取得者は、医師免許取得後 7 年間以上修練し、そのうち 5 年間以上は指定修練施設において所定のカリキュラムに従い修練を行っていること。
- (5) 別に定める業績^{注 3}を有すること。
- (6) 別に定める研修実績^{注 4}を有すること。

注 1:一般社団法人日本消化器外科学会消化器外科専門医修練カリキュラム

注 2:必須主要手術を含む 450 例以上の診療経験が必要

必須主要手術

手術名	経験例数	
食道癌の手術	3 例	
幽門側胃切除術	10 例	(術者 5 例以上を含む)
胃全摘術	5 例	(術者 2 例以上を含む)
結腸癌の手術	10 例	(術者 5 例以上を含む)
直腸癌の手術	5 例	(術者 2 例以上を含む)
腸閉塞の手術	3 例	(術者 1 例以上を含む)
肝部分切除術	3 例	(術者 1 例以上を含む)
肝 2 区域以上の手術	2 例	
膵頭十二指腸切除術	3 例	

注 3:消化器外科に関する筆頭者としての研究発表を 6 件以上(論文 3 編を含む。)

注 4:本学会総会及び大会へのそれぞれ 1 回以上の参加並びに本学会教育講座(教育集会を含む)全 6 領域の受講